

オンライン資格確認について

令和5年10月より、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を開始致しました。

マイナンバーカードを保険証として利用するには事前登録が必要です

マイナンバーカードを保有しているだけでは健康保険証として利用できません。
※マイナポータルサイト等で、保険証として利用する為の事前登録を行ってください。

引き続き健康保険証もご持参いただいたほうが安心です

保険情報に関して不明点があった場合等、確認の為に健康保険証の提示をお願いする場合がございます。

また、マイナ保険証でも証明書の有効期限切れや破損、保険の変更手続き前後などには利用できない可能性もございます。

とくに保険の変更手続き前後は、保険証が手元に届いていたとしても、**保険者側での登録が未完了だとマイナンバーカードでは保険情報が確認できません。**

その場合に、保険証をお持ちいただければ保険診療にて対応可能ですが、お持ちでない場合には一時的に全額自己負担とさせていただきます、後日返金もしくは還付手続きの対応となりますのでご了承ください。

各種医療証等は引き続きご持参ください

現時点で**以下の医療証はオンライン資格確認に対応しておりません。**
受診される際にはこれまで通り必ずご持参ください。

- ・公費負担医療受給者証 例) 特定医療費(指定難病)受給者証・自立支援医療受給者証 等
- ・乳幼児(子ども)/ひとり親/障害 医療費受給者証

受診までの流れ

マイナンバーカードでの
本人認証



受付



クリニック受診

- ・医療機関ごとに資格確認端末が異なるので、複数診療科受診される方は各診療科端末での本人認証がそれぞれ必要となります。
- ・各種医療証をお持ちの方は、本人認証後受付にて医療証をお預かり致します。
- ・オンライン資格確認で受付の場合、保険証での受付よりも窓口での手順が増える為、受付の順番が前後する可能性があります。ご了承ください。

その他ご案内

- ・オンライン資格確認の体制を整備することにより、従来の診療費に加えて「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が算定されます。

マイナ保険証を利用し、情報取得に同意する場合	初診時に2点(月1回)
マイナ保険証を利用するが、情報取得には同意しない場合 マイナ保険証を利用せず、従来の健康保険証を利用する場合	初診時に6点 再診時に2点(月1回)